別記第４号様式　（第５条関係）

温泉掘削（増掘、動力装置）工事完了（廃止）届出書

年　月　日

熊本県知事
熊本県　　保健所長　様

届出者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

印

電話番号

温泉掘削（増掘、動力の装置）工事を完了（廃止）したので、温泉法第６条第１項の規定により届け出ます。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 許可の年月日及び許可番号 | 掘削 | 年　月　日熊本県指令　第　号 | | | |
| | 増掘（動力の装置） | 年　月　日熊本県指令　第　号 | | | |
| 工事に係る土地 | 所在及び地番 | | 地目 | | |
| 工事完了（廃止）年月日 | 年　月　日 | | | | |
| 工事廃止の理由 | | | | | |
| | 口径 | 深さ | ケーシングの長さ | エアーパイプの長さ | |
| 許可の内容 | mm | m | m | m | |
| 工事の結果　工事完了時の状況 | mm | m | m | m | |
| 工事の結果　動力 | 出力 | KW | 機種 | | |
| | ポンプの種類 | | | | |
| 工事の結果　ゆう出量 | 自噴　ℓ／分 | 動力使用　ℓ／分 | 温度 | ℃ | |
| 工事の結果　静水位 | ・　m | 動水位 | m | | |
| 工事請負人の住所、氏名及び電話番号 | 建設業法による許可番号（　　） | | | | |

（備考）工事完了の場合は、次に区分に従い、次の書類を各１部添付してください。
1　掘削又は増掘の場合　工事請負人の報告書（柱状図、口径、深さ等の断面図を記載し、パイプの名称及び長さ、エアーパイプの長さ並びに各層における温度を記入してください。）
2　動力の装置の場合　動力の配置図及びポンプ座の位置図

別記第四号様式を別記第五号様式とする。
別記第三号様式を次のように改める。

別記第３号様式（第５条関係）

温泉掘削（増掘、動力装置）工事着手届出書

年　月　日

熊本県知事　　様

届出者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

印

電話番号

温泉掘削（増掘、動力の装置）工事に着手したいので、熊本県温泉法施行細則第５条第１項の規定により届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 許可の年月日及び許可番号 | 年　月　日熊本県指令　第　号 | | | |
| 工事に係る土地 | 所在及び地番 | | 地目 | |
| 工事着手年月日 | 年　月　日 | | | |
| 工事終了予定年月日 | 年　月　日 | | | |
| 工事請負人の住所、氏名及び電話番号 | 建設業法による許可番号（　　） | | | |

別記第二号様式を別記第四号様式とする。
別記第一号様式を次のように改める。

別記第２号様式　（第４条関係）

温泉増掘（動力装置）許可申請書

年　月　日

熊本県知事　　様

申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

印

電話番号

温泉の増掘（動力の装置）をしたいので、温泉法第９条第１項の規定による許可を申請します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 増掘（動力の装置）の目的 | | 増掘（動力の装置）の場所 | |
| 掘削許可の年月日及び許可番号 | 年　月　日熊本県指令　第　号 | | |
| 増掘（動力の装置）許可の年月日及び許可番号 | 年　月　日熊本県指令　第　号 | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 申請内容 | 増掘 | 口径 mm | 深さ m | 完成後の深さ 合計 m | 工事着手予定 | 許可の日から　日以内 |
| | | | | | 工事終了予定 | 着手の日から　日以内 |
| | 動力の装置 | 出力 KW | 機種 | | 工事着手予定 | 許可の日から　日以内 |
| | | | ポンプの種類 | | 工事終了予定 | 着手の日から　日以内 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 現況 | 温泉ゆう出路 | 口径　mm | 深さ　m | |
| | パイプ | 内径　mm | 長さ　m | 材質 |
| | 温度及びゆう出量 | 温度　℃（年　月　日測定） | ゆう出量　ℓ／分（年　月　日測定） | |
| | 動力がある場合 | 出力　KW | 機種 | |
| | | ポンプの種類 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 工事請負人 | 住所<br>氏名<br>電話番号 | 建設業法による許可番号（　　） |

（備考）次の書類を各１部添付してください。
1　温泉利用の目的を具体的に示した事業計画書
2　増掘又は動力の装置の場所付近の１万分の１の地図（増掘地点又は動力装置施工地を朱書するとともに、付近に他の温泉ゆう出地がある場合は、それとの距離を朱書してください。）、測量士が作成した増掘又は動力の装置の場所の測量図（増掘地点又は動力装置施工地を朱書してください。）及び増掘又は動力の装置の場所を明示した写真
3　増掘又は動力の装置の詳細を示す平面図及び断面図
4　申請者が温泉法第４条第１項第３号から第５号までに該当しない者であることを誓約する書類
5　その他知事が必要と認める書類

別記第一号様式を別記第三号様式とし、別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

別記第２号様式（第３条関係）

温泉掘削（増掘、動力装置）許可有効期間更新申請書

年　月　日

熊本県知事
熊本県　　保健所長　様

申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

印

電話番号

温泉掘削（増掘、動力の装置）許可の有効期間内に工事が完了しないので、温泉法第５条第２項の規定により申請します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 許可の別 | 掘削　　増掘　　動力装置 | | | |
| 許可の年月日及び許可番号 | 年　月　日　熊本県指令　第　号 | | | |
| 工事に係る土地 | 所在及び地番 | | 地目 | |
| 更新を必要とする理由 | | | | |

（備考）
掘削、増掘及び動力の装置の場所を明示した現況写真を１部添付してください。

附　則

1　この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際現に改正前の熊本県温泉法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県温泉法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

---

熊本県立大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事　潮　谷　義　子

## 熊本県規則第五十九号

熊本県立大学学則の一部を改正する規則

熊本県立大学学則（昭和五十五年熊本県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　評議会（第四条―第九条）」を「第二章　運営会議（第三条の四―第三条の七）　第三章　評議会（第四条―第九条）」に、「第三章」を「第四章」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に、「第十一章」を「第十二章」に、「第十二章」を「第十三章」に、「第十三章」を「第十四章」に、「第十四章」を「第十五章」に、「第十五章」を「第十六章」に改める。

第三条の二第二項中「前項」を「前三項」、「別に」を「評議会の議を経て学長が」に改め、同項を二項繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の点検及び評価の結果については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3　第一項の点検及び評価の結果については、刊行物への掲載その他、広く周知を図ることができる方法により公表するものとする。

第三条の二を第三条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（教育研究等の状況の公表）

第三条の二　本学は、教育研究活動等の状況並びに組織及び運営の状況を、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法により公表するものとする。

2　前項に規定する公表に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章　運営会議

（設置）

第三条の四　本学に運営会議を置く。

（組織）

第三条の五　運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

一　学長

二　各学部長

三　本学の教員の中から学長が指名する者　若干人

四　事務局長

（所掌事務）

第三条の六　運営会議は、次に掲げる事項を行う。

一　本学の運営に関する企画立案

二　評議会の議を経た教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項

三　学内の意見調整

（委任）

第三条の七　この章に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

第八条第一項中第八号を第十一号とし、第七号を削り、第六号中「補導及びその身分に関する重要事項」を「及び補導に関する事項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

十　本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項

第八条第一項第八号の前に次の一号を加える。

七　本学の教育課程の編成に関する方針に係る事項

第八条第一項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項

第十二条の見出し中「審議事項」の下に「等」を加え、同条第一項第三号中「及び卒業」を「、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与」に改め、同項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同項第八号中「運営」を「教育又は研究」に、「事項」を「重要事項」に改め、同号を同項第六号とし、同条に次の一項を加える。

3　学部長は、教員の採用及び昇任のための選考について教授会が審議する場合において、別途学長が定める教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会に対して意見を述

べることができる。

第三十九条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する他の学部又は他の学科の授業科目の履修に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

第四十条第二項中「三十単位」を「六十単位」に改める。

第四十条の二第二項中「三十単位」を「六十単位」に改める。

第四十一条の二第三項中「除き、」の下に「第四十条第二項及び第四十条の二第二項の規定により卒業の要件となる単位として認められた単位数と」を加え、「三十単位」を「六十単位」に改める。

附　則

1　この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2　改正後の第三十九条第二項の規定は、平成十四年四月一日以降に入学した者について適用し、同日前に在学する者については、なお従前の例による。

---

熊本県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事　潮　谷　義　子

## 熊本県規則第六十号

熊本県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

熊本県森林組合法施行細則（昭和五十三年熊本県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「法第五十八条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条」を「法第五十三条」に改める。

第十三条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第十四条第一項中「法第五十八条において準用する」を「法第五十三条」に、「法第五十八条によつて準用される」を「法第五十三条」に改める。

第十六条第二項中「法第五十八条において準用する」を「法第五十三条」に、「法第五十八条よつて準用される」を「法第五十三条」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所　熊本県
平成十四年三月二十九日印刷
平成十四年三月二十九日発行

印刷所　熊本市国府四丁目一〇―一八
株式会社　秀巧社
電話㈹〇九六―二八六―二三二一番

R100
古紙配合率100%